

いじめ防止基本方針

～全ての子どもが安全に仲よく楽しく学校生活を送ることができるようにする～

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、本校に在籍している子どもに対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法第二条」より

子どもの立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、子どもの心身の苦痛を真摯に受け止め、子どもを守るという立場に立って事実関係を確かめ対応に当たる。

成長の途上にある子どもは、日常生活の人間関係の葛藤や軋轢の中で、自己への認識や他者理解を深めるのであり、自らの意志によって問題を克服できるように支援し社会性を培っていくことが学校や家庭に求められているという認識に立って、「いじめ」と「人間関係のトラブル」を明確に区別する。

「いじめ」とは人間関係の中で優位に立つ者から低位の者が攻撃や圧迫を、一方的・継続的に受け、苦痛を感じている状況ととらえ、心情や事実認識を整理しながら、人間関係全体を継続的に構造的に把握しながら認定していく。

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の全ての子どもが、安全で仲よく楽しい学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、「いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本姿勢」として、以下の五つのポイントをあげる。

- ①学校・学級内に、いじめを許さない、見過ごさないという雰囲気づくりに努める。
- ②子ども一人一人の自己有用感や自己肯定感を育む教育活動を推進する。
- ③子ども、教職員の人権感覚を高め、子どもと子ども、子どもと教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ④いじめを早期に発見し適切な指導を行い、当該児童の安全を保証するとともに、いじめの早期解決に努める。
- ⑤いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

2. いじめを未然に防止するための取組

(1) 子どもに対して

- ①子ども一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ②分かる授業を行い、子どもに基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③思いやりの心や子ども一人一人がかけがいのない存在であるといった、命の大切さを道徳の学習や学級指導を通して育む。

- ④「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもがもつよう、様々な活動の中で指導する。
- ⑤見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることも併せて指導する。

(2) 教員に対して

- ①子ども一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、子どもとの信頼関係を深める。
- ②子どもが自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ③子どもの思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ④「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通して子どもに示す。
- ⑤子ども一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ⑥子どもや保護者からの話を受け止め、親身になって聞く姿勢をもつ。
- ⑦「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ⑧問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。

(3) 学校全体として

- ①全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ②いじめに関するアンケート調査を年3回（6月学校独自、9月全市一斉、2月学校独自）実施し、結果から教育的予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。
- ③学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の評価項目に「いじめの防止等の取組」に関する項目を位置付ける。
- ④「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解を深めるとともに実践力を高める。
- ⑤校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは全体に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを子どもに伝える。
- ⑥「いじめ問題」に関する子ども会としての取組を行う。
- ⑦いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

(4) 保護者・地域に対して

- ①「いじめ」は保護者が第一義的な責任を負うことや、このことから子どもが発するサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ②「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。

3. いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見に向けて

- ①子どもの様子を、担任をはじめとする多くの教員で見守り、気付いたことを共有する「学校いじめ防止対策会議」を月に1回開催する。（月末開催）

- ②様子に変化が感じられる子どもには教師は積極的に声掛けを行い、子どもに安心感をもたせる。
- ③年に3回のアンケート調査等を活用し、子どもの人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、子どもとの信頼関係を深める。また、アンケート結果や面談の内容については定例の会議で検討する。

(2) 誰にでも相談ができるような学校に

- ①いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを子どもに伝えていく。
- ②いじめられている子どもや保護者からの訴えは親身になって聞き、子どもの悩みや苦しみを受け止め、子どもを支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ③いじめられている子どもが自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ④いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

(3) いじめの早期解決のために

- ①教員が気付いた、あるいは子どもや保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。
- ②事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ③いじめている子どもに対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめをすぐに止めさせる。
- ④いじめることが、相手を深く傷付け、苦しめているということに気付かせるような指導を行う。
- ⑤いじめを行ってしまう気持ちには、内面に抱える不安や不満、ストレスなどがあることを理解し、受け止めその子どもの心の安定を図る指導を行う。
- ⑥事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

4. 校内「いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 構成

責任者を校長とし、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育巡回相談員、学年1名)とする。必要に応じて、PTA役員や学校評議員等が加わる場合も想定する。

(2) 役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、子どもや保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。また、いじめの認知や解消(対処後3か月)の件数、認知した個別の対応状況も確認する。

(3) 対応

いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、事実関係の把握、関係子どもや保護者への対応等について協議を行う。また、速やかな対応のため、構成員全員がそろわない場合でも出席可能な構成員のみで会議を開催できることとする。なお、いじめに関する情報については、子どもの個人情報取り扱いに考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。

また、会議録を作成し校長の決裁を得る。個別の対応状況については別に記録するものとする。

5. 教育委員会をはじめとする関係機関との連携

いじめに関わる重大な事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求めて、学校として組織的に動く。

必要に応じて、警察等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応に当たる。

地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であることから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

6. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより、子どもの生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いが認められるとき。
- ②いじめにより、在籍する子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

(2) 発生時の対応

- ①重大事態が発生した旨を札幌市教育委員会に速やかに報告する。
- ②当該事案に対処するための組織を設置し、質問票の使用その他適切な方法により、子どもの心情に配慮しつつ事実関係を明確にするための調査を行う。(事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校が事実に向き合い、当該事態への対処、同種の事態の発生の防止を図る。)
- ③いじめを受けた子ども・保護者に対して、調査結果から事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

7. 関係法令

(1) 教育基本法

①教育機会均等

第4条 全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②学校教育

第6条2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規則を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

③家庭教育

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

①第4章 小学校

第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の子どもの教育に妨げがあると認める子どもがあるときは、その保護者に対して、子どもの出席停止を命ずることができる。

- 一 他の子どもに傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為

- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

①第1章 総則（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、子ども等に対して、当該子ども等が在籍する学校に在籍している等当該子ども等と一定の人間関係にある他の子ども等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった子ども等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ対応フローチャート】

